

訪問看護・介護予防訪問看護における 重要事項説明書

訪問看護ステーション メローナ

株式会社クレッシアナーシング

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社クレッシアナーシング
所在地	福岡市博多区諸岡 5-13-24 エスポール笹原 103
代表者名	代表取締役 池田 由里子
電話番号	092-203-0711

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションメローナ
所在地	福岡市博多区諸岡 5-13-24 エスポール笹原 103
責任者	池田 由里子
電話番号	092-203-0711
事業所指定番号	4060391911
開設年月日	2024 年 8 月 1 日

3. 事業の目的

株式会社クレッシアナーシングが開設する訪問看護ステーションメローナ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、理学療法士等その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態・要支援状態にある利用者、その他主治医が必要と認める利用者に対し、その心身の状態に応じた適切な看護等を提供し、在宅において安定した療養生活を送れるよう支援するとともに、生活の質の確保と自立を促進することを目的とする。

4. 事業所の運営方針

- 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域

福岡市、大野城市、春日市、粕屋郡（粕屋町・志免町）

(2) 営業及び営業時間

【営業日】 月曜日から土曜日までとし祝日も営業します。ただし、12月30日から1月3日までを除きます。

【営業時間】 9時00分～18時00分

台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

(3) サービス提供日及びサービス提供時間

【サービス提供日】 年中すべて

【サービス提供時間】8時30分から18時00分までとします。

【サービス日時備考】日曜日、年末年始（12月30日から1月3日）については、利用者、家族、相談員等との協議により、医療管理が必要な場合は適宜訪問します。

6. 職員の体制

(1)管理者 1名【常勤兼務（看護師）】

(2)看護師等 2.5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】

(3)理学療法士等 1名以上 実情に応じた適当数を配置

7. 訪問看護サービスの提供方法

(1)利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。

(2)利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。

(3)利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。

(4)介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

8. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

(1)病状・心身の状況の観察

(2)心のケア

(3)清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持

(4)食事及び排せつ等の日常生活の世話

(5)褥瘡の予防・処置

(6)リハビリテーション（小児含む）

(7)ターミナルケア

(8)認知症ケア

(9)療養生活や介護方法の指導

(10) カテーテルや医療機器等の管理

(11) その他医師の指示による医療処置

(12) 家族相談支援

9. 緊急時などにおける対応方法

(1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。

(2) 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

(3) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

10. サービス利用料金

(1) 介護保険の場合 ※介護保険の割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。

〔訪問看護〕

■基本利用料

(1単位につき 10.70 円)

訪問時間	20 分未満	30 分未満	60 分未満	90 分未満
料金	314 単位	471 単位	823 単位	1,128 単位
1割負担	336 単位	504 単位	881 単位	1,207 単位
2割負担	672 単位	1,008 単位	1,761 単位	2,414 単位

〔介護予防〕

訪問時間	20 分未満	30 分未満	60 分未満	90 分未満
料金	303 単位	451 単位	794 単位	1,090 単位
1割負担	324 単位	483 単位	850 単位	1,166 単位
2割負担	648 単位	965 単位	1,699 単位	2,333 単位

■その他の加算料金

(1単位につき 10.70 円)

特別管理加算	(I)	500 単位／月
	(II)	250 単位／月
長時間訪問看護加算		300 単位／回
複数名訪問加算	30 分未満	254 単位／回
	30 分以上	402 単位／回
ターミナルケア加算		2,500 単位／死亡月
緊急時訪問看護加算(I)		600 単位／月
夜間加算(18:00～22:00)		25%を加算／回
早朝加算(6:00～8:00)		25%を加算／回
深夜加算(22:00～6:00)		50%を加算／回
退院時共同指導加算		600 単位／回
初回加算	退院日に訪問した場合	350 単位／月
	退院日の翌日以降に訪問した場合	300 単位／月

〔理学療法士等によるリハビリ〕

■基本利用料 (1単位につき 10.70 円)

訪問時間	20 分	40 分	60 分
料金	294 単位／回	588 単位／回	794 単位／回
1割負担	315 単位／回	629 単位／回	850 単位／回
2割負担	679 単位／回	1,258 単位／回	1,699 単位／回

※60 分のリハビリを実施する場合は1割減額

〔介護予防リハビリ〕

訪問時間	20 分	40 分
料金(開始から 1 年以内)	284 単位／回	568 単位／回
1割負担	304 単位／回	608 単位／回
2割負担	608 単位／回	1,216 単位／回

※前年度の PT、OT、ST による訪問回数
が、看護職員による訪問回数を超えている
場合。緊急時訪問看護加算、特別管理
加算、看護体制強化加算をいずれも算定
していない場合減算は 8 単位。介護予防
訪問看護に限り 12 ヶ月を超えてサービスを

■基本利用料【医療】

健康保険の割合負担額（1割から3割）を徴収させていただきます。
各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方はご提示ください。

令和 8 年 6 月改定

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで	5,550 円/回	別表第 7・8 特別指示書
	週 4 日目以降	6,550 円/回	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週 3 日目まで 同一建物 1、2 人	5,550 円/回	同一建物居住者同一日
	週 4 日目以降	6,550 円/回	
	理学療法士等	5,550 円/回	
	週 3 日目まで 同一建物 3～9 人以下	2,780 円/回	
	週 4 日目以降	3,280 円/回	
	理学療法士等	2,780 円/回	
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊日の訪問看護		8,500 円/日	別表第 7・8（2 回）
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710 円/日	単一建物 20 人未満
	月の 2 日目以降	3,010 円/日	

■その他加算料金【医療】

複数名訪問看護加算	看護師等と訪問 同一建物 1、2 人	4,500 円/週	
	その他の職員と訪問(週 3 日)	3,000 円/回	
	その他職員 1 回	3,000 円/日	
	2 回	6,000 円/日	
	3 回	10,000 円/日	
	看護師等と訪問 同一建物 3～9 人以下	4,000 円/週	
	その他の職員と訪問(週 3 日)	2,700 円/回	
	その他職員 1 回	2,700 円/日	
	2 回	5,400 円/日	
	3 回	9,000 円/日	
	乳幼児加算 (6 歳未満)	1,400 円/日	

難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 1、2 人	4,500	円/日	別表第 7.8・特別訪問看護指示書
	1 日 3 回以上		8,000	円/日	
	1 日 2 回	同一建物 3～9 人以下	4,000	円/日	
	1 日 3 回以上	月 20 日目まで	7,200	円/日	
		月 21 日目以降	6,900	円/日	

■その他加算料金【共通】

訪問看護医療情報連携加算			1,000	円/月	
訪問看護医療 DX 情報活用加算			50	円/月	
訪問看護ベースアップ評価料 1			1,830	円/月	R9 年 6 月～2,880 円
訪問看護物価対応料 1	月の初日		60	円/日	R9 年 6 月～120 円 40 円
	月の 2 日目以降		20	円/日	
退院時共同指導加算			8,000	円/回	別表第 7・8 (2 回) 特別管理加算対象者
特別管理指導加算			2,000	円/回	
退院支援指導加算	退院日		6,000	円/日	
	長時間	厚生労働大臣が定めるもの	8,400	円/日	
在宅患者連携指導加算	1 回		3,000	円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2 回		2,000	円/月	
訪問看護情報提供療養費 1・3	1 回		1,500	円/月	
訪問看護情報提供療養費 2	1 回		1,500	円/年	
訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000	円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費 2			10,000	円/月	
24 時間対応体制加算			6,800	円/月	
長時間訪問看護加算 (90 分を超えた場合)			5,200	円/週	特別訪問看護指示書 別表第 8
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2,650	円/日	1 日 1 回 医師の指示
	月 15 日目以降		2,000	円/日	
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00～22:00 ・6:00～8:00)	同一建物 1、2 人		2,100	円/回	
	同一建物 3～9 人以下				
	月 15 日目まで		2,100	円/回	
	月 16 日目以降		1,900	円/回	
	同一建物 1、2 人		4,200	円/回	
	同一建物 3～9 人以下				
深夜訪問看護加算 (22:00～6:00)	月 15 日目まで		4,200	円/回	
	月 16 日目以降		4,000	円/回	
特別管理加算	(重症度の高いもの)		5,000	円/月	
			2,500	円/月	

■基本利用料【精神医療】

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師・作業療法士	週 3 日目まで	5,550	円/回	
		週 4 日目以降	6,550	円/回	
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	同一建物 1、2 人	週 3 日目まで	5,550	円/回	同一建物居住者同一日

	週 4 日目以降	6,550 円/回	
	同一建物 3～9 人以下 週 3 日目まで	2,780 円/回	
	週 4 日目以降	3,280 円/回	
訪問看護基本療養費 (Ⅳ)	外泊日の訪問看護	8,500 円/日	別表第 7・8 (2 回)
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710 円/日	単一建物 20 人未満
	月の 2 日目以降	3,010 円/日	

■その他加算料金【精神医療】

複数名精神科訪問看護加算	看護師等が他の看護師 又は作業療法士と訪問	同一建物 1、2 人	4,500 円/回	
		2 回	9,000 円/日	
		3 回以上	14,500 円/日	
	その他職員	1 回	3,000 円/週	
		同一建物 3～9 人以下	4,000 円/回	
		2 回	8,100 円/日	
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 1、2 人	4,500 円/日	
		1 日 3 回以上	8,000 円/日	
		1 日 2 回	4,000 円/日	
	1 日 3 回以上	同一建物 3～9 人以下	7,200 円/日	
		月 20 日目まで	6,900 円/日	
		月 21 日目以降	5,800 円/月	
精神科重症患者支援管理連携加算	6 か月	在宅患者支援管理料 2 のイ	8,400 円/月	
		在宅患者支援管理料 2 のロ	5,800 円/月	

■保険外・自費サービス料金(税込み)

訪問看護	リハビリ含む	30 分未満 6,000 円/回	60 分まで 12,000 円/回
受診の同行		1時間まで	15,000 円/回
延長料金	訪問看護(リハビリ含む)	30 分毎	6,000 円/回
死後の処置	在宅にて死後の処置を行った場合		20,000 円
その他オプション	ご相談に応じます		
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡なしの場合)		利用時間分 100%
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

■その他の費用について

① 交通費	※有料駐車場を利用した場合、実費を徴収させていただきます。 通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり 50 円とする。	
② キャンセル料	下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	当日 9 時までにご連絡のない場合 及び無連絡不在の場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

<その他加算についての同意事項>

訪問看護は、主治医の指示書や居宅サービス計画書、ご利用者の状態に応じ、看護計画を立てて行います。尚、特別な管理を必要とするご利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対して、特別管理加算されます。

【 同意する ・ 同意しない 】

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算がされます。

【 同意する ・ 同意しない 】

11. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 初回は、看護師が訪問します。次回より1人又は複数の看護師または理学療法士等が交替してサービスを提供します。（※介護保険によるリハビリテーションご利用時）
- (2) 理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたサービスであっても、それは看護師の代わりとした看護業務の一環です。その場合においても、サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問を提供することが位置づけられています。
- (3) 事業者に対して看護師・理学療法士等の交替を申し出る事はできません。また、利用者から特定の看護師・理学療法士等の指名はできません。
- (4) 利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (5) 訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。
- (6) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ケアにより発生したゴミ（プラスチック手袋、エプロン、消毒綿花など）は持ち帰ることができませんのでご自宅で廃棄をお願いします。
- (7) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

12. 訪問の際の禁止行為

訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1)利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
- (2)利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。
- (3)利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4)その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1)事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。

- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為に指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為に研修会を定期的に実施します。

14. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

16. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情原因の把握 当日又は時間帯によっては翌日利用者宅に訪問し、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。
- ② 検討会の開催
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得、改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。
（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。）
- ④ 解決困難な場合
適宜、担当の介護支援専門員・相談支援専門員又は保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。
- ⑤ 再発防止
同様の苦情、事故が起らないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

【苦情申立・虐待相談窓口】

（事業者の窓口） 訪問看護ステーションメローナ 担当：池田 由里子	所 在 地 福岡市博多区諸岡 5-13-24 エスポール笹原 103 電話番号 092-203-0711 ファックス番号 092-211-5034 受付時間 9 時～17 時 （月曜～金曜※年末年始除く）
【福岡市 各保険者の窓口】	東 区福祉・介護保険課 電話 092-645-1071 城南区福祉・介護保険課 電話 092-833-4170 博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1078 早良区福祉・介護保険課 電話 092-833-4352 中央区福祉・介護保険課 電話 092-718-1145 西 区福祉・介護保険課 電話 092-895-7063 南 区福祉・介護保険課 電話 092-559-5127
【糟屋郡 各保険者の窓口】	粕屋町役場 電話 092-938-2311 志免町役場代表 電話 092-935-1041 粕屋町介護福祉課 電話 092-938-0229
【大野城市】	大野城市役所コールセンター 電話 092-501-2211
【春日市】	春日市社会福祉協議会 電話 092-581-7225
【福岡県国民健康保険団体連合会】	苦情相談窓口 電話 092-642-7859

17. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上、実施します。

18. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター、相談支援事業所等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。

なお、当事業所は、サービス提供中に賠償事故が発生した場合に備え、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険
補償の概要	対人事故補償、対物事故補償等

個人情報取扱および通信 ICT ツール利用に関する同意書

訪問看護ステーションメローナ(以下、「当ステーション」)では、ご利用者様に適切な看護・医療・介護サービスを提供し、関係機関と円滑な連携を図るため、メディカルケアステーション(MCS)やカイポケケア連携等の通信 ICT ツール(多職種連携システム)を活用して個人情報を取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

当ステーションは、収集したご利用者様およびご家族様の個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) 当ステーションが提供する訪問看護サービスの実施・管理
- (2) 主治医(医療機関)やケアマネジャー(居宅介護支援事業者)相談支援員(相談支援事業所)等との連携、照会への回答
- (3) MCS やカイポケケア連携等の ICT ツールを用いた、円滑な多職種連携のための情報共有
- (4) サービス利用料金の請求事務(審査支払機関へのレセプト提出等)
- (5) その他、ご利用者様へのサービス提供に必要な業務

2. 通信 ICT ツールの利用について

情報の迅速な共有と確実な連携のため、厚生労働省のガイドラインに準拠したセキュリティ機能(通信の暗号化、アクセス制限、多要素認証等)を持つ医療介護連携専用 SNS「メディカルケアステーション(MCS)」および「カイポケケア連携」等を使用します。

3. 個人情報を共有する範囲

ICT ツール内、およびその他の手段で情報を共有する関係者は、ご利用者様のケアに直接関わる以下の多職種・機関に限定します。

- (1) 主治医、および所属医療機関のスタッフ(医師、看護師等)
- (2) 担当ケアマネジャー、および担当相談員
- (3) その他、ケアプランに組み込まれている介護サービス事業者、相談支援専門員
- (4) 当ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職および事務職員

4. 安全管理措置

当ステーションは、個人情報の漏洩、紛失、不正アクセス等を防止するため、職員へのセキュリティ教育、利用端末の管理(パスワードロック、紛失時の遠隔消去等)などの適切な安全管理措置を講じます。

5. 同意の撤回について

- (1) この同意は、ご利用者様(またはご家族様・代理人様)の任意によるものです。
- (2) 同意された後でも、書面による申し出により、いつでも同意を撤回(情報共有の停止)することができます。
- (3) 同意を撤回された場合でも、それを理由に訪問看護サービスの提供において不利益な扱いを受けることはありません。